

富山県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金（備品等購入費等）

Q&A

【令和8年8月17日現在】

No	分類	Q	A
1	申請者	法人で複数のサービスを提供している場合、どのように申請すればよいか。事業所単位で申請するのか。	事業所ごとではなく、法人等でまとめて申請してください。
2	対象経費	補助対象経費を具体的に教えてほしい。	交付要綱の目的等に反しないものであれば補助対象となります。 ただし、本補助金は、物品の購入にかかる費用を補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用、賃借料等は補助対象経費として認められません。 また、取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども、補助対象経費として認められません。
3	対象経費	過去に購入したものを補助対象にすることは可能か。	施行日（令和8年8月17日）から申請日までに購入したものが補助対象となります。ただし、交付要綱等で定める交付の目的等に合致した経費であるか、あらためて申請前にご確認ください。
4	対象経費	物品の補助対象として、消費税額は対象となるか。	補助対象外となります。
5	対象事業所	事業所等の基準日はいつか。	基準日は設けておりません。申請日時点において、稼働しており、事業所等を廃止又は全体を休止する予定がない事業所等が対象となります。
6	対象事業所	令和8年9月以降に開設した事業所等は、補助対象に含まれるか。	申請日時点において、稼働しており、事業所等を廃止又は全体を休止する予定がない事業所等が対象となります。
7	対象事業所	共生型サービスで、既に介護分を申請している場合、障害福祉サービス分も申請できるか。	介護分の申請に障害福祉サービス分の対象経費が含まれていなければ、障害福祉サービス分も申請できます。
8	対象事業所	県又は市町村が運営する事業所等は支給対象外とのことだが、具体的に教えてほしい。	県や市町村が直接運営するもの（県立や市町村立）に加え、県や市町村から指定管理を受ける事業所等も補助対象外になります。 ただし、県や市町村との契約上、赤字になったとしても県や市町村からの補填がなく、運営者のみの責任となる場合のように、実質的に民営と変わらないものは対象となります。この場合には、契約書など状況がわかるものを提出してください。
9	対象事業所	事業所等を廃止する予定であるが、対象となるか。	本補助金は事業を継続することを前提とし、そのための支援を行うものであり、廃止届を提出済みの場合など今後サービスを廃止する予定がある場合は対象外となります。
10	対象事業所	短期入所で、空床型が補助対象とならないのはなぜか。	空床型は本体施設の空きベッドを使用しており、本体施設の定員として補助対象となるため、空床型の短期入所は対象外としております。
11	対象事業所	多機能型事業所はどのように申請したらよいか。	各サービスの利用者数を合計し、その合計利用者数に基づいて補助基準単価を算出してください。
12	対象事業所	1つの事業所で複数の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護など）を提供している場合、どのように申請すればよいですか	各サービスの利用者数を合計し、その合計訪問者数に基づいて補助基準単価を算出してください。
13	対象事業所	複数の訪問系サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援など）を提供している場合、どのように申請すればよいですか。	各サービスの利用者数を合計し、その合計訪問者数に基づいて補助基準単価を算出してください。
14	定員	入所系サービスの交付額算定の際の定員とは、現在の入所者数のことか。	令和8年8月1日現在において管轄する自治体に届け出ている定員数であり、現在の入所者数ではありません。
15	定員	令和8年8月2日に定員数が変更になっている場合、どのように記入したらよいか。	令和8年8月2日以降に定員数を変更している場合であっても、令和8年8月1日時点の定員数を記載してください。

No	分類	Q	A
16	延べ利用者数 及び延べ訪問 回数	「通所系サービス事業所の延べ利用者数及び訪問系サービス事業所の延べ訪問回数は、令和7年10月サービス提供分から令和8年3月サービス提供分までの平均による」とあるが、令和7年11月以降に指定を受けている場合はどうしたらいいか。	下記を参考にしてください。 【①令和7年10月から令和8年3月までの間に指定を受けた場合】 指定月から起算した6か月分の平均により判断してください。 （例） 令和8年1月指定の事業所等…令和8年1月サービス提供分から令和8年6月サービス提供分までの平均により判断 【②令和8年4月以降に指定を受けた場合】 指定月から交付申請の前月サービス提供分までの平均により判断してください。 （例1） 令和8年4月指定で、8月に交付申請をする事業所等…令和8年4月サービス提供分から令和8年7月サービス提供分までの平均により判断 （例2） 令和8年8月指定で、9月に交付申請※をする事業所等…令和8年8月サービス提供分により判断 ※交付申請は9月以降となります。
17	添付資料	領収書等、申請額の根拠となる資料を紛失してしまったが、どうしたらいいか。	支出内容を証明する資料が確認できない場合は、申請額の根拠を確認することができないため、当該経費は補助対象外となります。